

街角映像の収集・蓄積・利用に関する
法的解釈
公共空間とプライバシーを中心に

画像電子学会
第10回安全な暮らしのための情報技術研究会
国土館大学
加藤 直隆

文献

- Lawrence Lessig 『CODE インターネットの合法・違法・プライバシー』（2001年 翔泳社）山形浩生・柏木亮二訳（『CODE version2.0』 2007年）
- 大屋雄裕 『自由とは何か－監視社会と「個人」の消滅』（ちくま新書－2007年）
- 加藤直隆：「監視と安全に関する法規制」第1回安全な暮らしのための情報技術研究会 電子画像情報学会報告資料

2008-06 年次大会
加藤直隆

はじめに

- 実空間＝公共空間における人のふるまいのコントロール
- サイバー空間におけるコントロール
- あるべきコントロール を問う
- プライバシー権というコントロール
 - ②規制と自由の関係を国家と個人、共同体を巡る枠組みの中でとらえ、規制の4つのモード、すなわち法、市場、規範、コード（アーキテクチャ）の相互作用を通して考える。
 - ①人格権的構成と経済価値的構成；人権か公序か、自己決定権(自由主義、リバタリアン 処分可能)

問題設定

- 情報技術の進展と法的コントロール
- 公共空間における人の行動
- 人の自律性=自由の問題 プライバシー
- 私的自治=セルフコントロール
- 法的コントロール
- Cf. 軽犯罪法 条例による規制
- データの蓄積・利用は個人情報保護に関する・・・
- レッシング『CODE』のアーキテクチャの議論←過去の情報技術研究会の議論 →ガイドライン制定の動き

問題の視点

- 実空間における自由は、アプリアリな自由なのか？ それは何故に、どこから？
- 個人の行動の自由 cf.個人の匿名性
- 特定個人か不特定多数か cf.肖像権
- 記憶の一過性に依拠

- 技術革新がコストの壁を超越；
- 蓄積収集＋検索＝個人の特定可能
→マインドセット 既成概念の転換を要求

事例

- グーグルストリートビュー 「衝撃画像グーグルは見ていた」週刊現代, YouTube
- JR乗降客映像を無断流用 オムロンが「不審行動」解析 朝日新聞デジタル2014*7*12
- ドキュメンタリー（盗撮手法）で制作された「映画「ザ・コーヴ」『創』2010年9・10月号（インターネットから転載）

転換の条件

- トレーシング、情報資産
- モザイク効果(SNS CGMその他メディアと結合→個人特定)
- 公共空間で享受されていたものの維持
- →個人の匿名性 秘匿性の確保
- 透明性の確保
- オープンデータ、オープンアーキテクチャ
- 熟議・討議の枠組み ガイドライン策定(自治体その他)

熟議・討議民主主義とアーキテクチャ

- トライパーティズム=自主機関+ガイドライン策定
- 規制における透明性
- 透明なコード、透明性を高めるようにコードの構造を変えよ=モジュール化、オープン化
- (プライバシー保護に必要なアーキテクチャをサイバー空間に組み込むべき)